

大阪柔整だより

第1回会員限定セミナー開催

「公益法人としての社会貢献 —コンプライアンス遵守と適用—」

【救護は次のステージへ！】

去る8月23日、大阪柔整会館5階大ホールにおいて、第1回会員限定セミナーが開催されました。テーマは「救護活動の在り方」で多くの会員が参加し、活発な質疑応答が行われました。

第1部の「救急入門コース」では、西消防署の救急隊員を講師に迎え、救急の初期対応の重要性やAEDの役割・使用方法を学びました。さらにAEDのデモ機を用いた実技講習も行われ、参加者は熱心に取り組んでいました。

続く第2部では、救護担当副会長の今村 智彦氏より「公益法人としての社会貢献 —コンプライアンス遵守と適用—」をテーマに講習が行われました。公益法人に求められる社会的責任や法令遵守の具体的な在り方について理解を深める貴重な機会となりました。本会は「地域医療」「予防医療」「災害・スポーツ救護」「人材育成」等の社会貢献活動を展開しています。その中でも外傷による救護活動は柔道整復師の本分であり、今回のセミナーでは、その質をいかに高めるかが中心的なテーマともなりました。

まず、救護活動に不可欠なコンプライアンスについて、法令・規則・社会倫理の三つの基準が示されました。これらは固定的なものではなく、社会情勢や倫理観の変化に応じて柔軟に対応する必要があることが強調されました。

次に、救護派遣の質を担保するための方策として、提供技術の標準化、知識の専門化、責任の明確化、派遣事業のルール整備の重要性が示されました。将来的には、大会開催に際し柔整師の配置を条件化することや、独自の救護認定制度を確立して柔整業界全体のブランド化を進める方針も提示されました。

さらに、救護活動の基本姿勢として、救護員が個人情報取扱者であることを自覚し、負傷者の情報を記録・共有する義務があること、応急処置を行う際には本人および関係者の同意が必要であることが確認されました。また、大会救護はチーム医療であり、医師がいる場合には診察を優先すること、多様性を尊重したLGBTQ対応ガイドラインに基づく配慮が求められることも示されました。救護活動は公益法人の公益事業であり、営業活動ではないこと、そして柔整師の役割は治療行為ではなく応急手当（ファーストエイド）であることも改めて強調されました。



次頁へ